

関係団体の長 様

京都府建設交通部指導検査課長

令和 5 年度土木工事標準積算基準の臨時改定について

平素より、京都府の建設交通行政の推進にご協力いただきありがとうございます。
今般、国土交通省土木工事等標準積算基準等の改定に伴い、令和 5 年度土木工事標準積算基準を臨時改定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 送付資料

土木工事標準積算基準（留意事項等）令和 5 年度 [令和 6 年 4 月臨時改定版]

2 適用年月日

令和 6 年 4 月 1 日以降積算するものに適用する。ただし、令和 6 年 4 月 1 日以降に入札公告するもので、諸経費適用日が「令和 5 年度」と記載のものについては、設計変更の対象とすることができるものとする。なお、改定後は「令和 5 年度(令和 6 年 4 月臨時改定)」と記載する。

3 主な改定内容

ア 令和 5 年度版国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）に記載されている現場管理費率の数値

イ 令和 5 年度版設計業務委等標準積算基準書に記載されている地質調査業務の諸経費率の数値

4 その他

各基準書等の臨時改定版については、府政情報センター及び部内各公所において閲覧に供しています。

担 当	指導検査課指導係
電話番号	075(414)5219

土木工事標準積算基準

(留意事項等)

令和5年度

[令和6年4月臨時改定版]

京 都 府

下記図書を本府の積算基準と定め適用する。

1 図書名

- ①令和5年度版 国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）
【発行：一般財団法人建設物価調査会】
- ②令和5年度版 国土交通省土木工事標準積算基準書（河川・道路編）
【発行：一般財団法人建設物価調査会】
- ③令和5年度版 国土交通省土木工事標準積算基準書（電気通信編）
【発行：一般財団法人建設物価調査会】
- ④令和5年度版 国土交通省機械設備工事積算基準
【発行：一般財団法人建設物価調査会】
- ⑤設計業務等標準積算基準書・
設計業務等標準積算基準書（参考資料） 令和5年度版
【発行：一般財団法人経済調査会】

- ⑥土木工事標準積算参考資料 令和5年度 【発行：京都府】

- ⑦公園緑地工事標準積算基準書 令和5年度 【発行：京都府】

- ⑧土木工事単価資料 令和5年度 【発行：京都府】

2 改定内容

①令和5年度版 国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）（I-2-②-33～34）

現場管理費率 第1表～第5表の数値を下記のとおり読み替える。

【改定前】

第1表

工種区分	対象額 適用区分	700万円 以下	700万円を超え10億円 以下		10億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
河川工事		43.43	1276.7	-0.2145	14.98
河川・道路構造物工事		42.54	458.2	-0.1508	20.13
海岸工事		27.79	113.9	-0.0895	17.82
道路改良工事		33.69	87.0	-0.0602	24.99
鋼橋架設工事		48.24	303.1	-0.1166	27.05
PC橋工事		30.78	120.9	-0.0868	20.01
舗装工事		40.38	668.7	-0.1781	16.69
砂防・地すべり等工事		45.75	1370.6	-0.2157	15.69
公園工事		42.63	387.3	-0.1400	21.28
電線共同溝工事		60.36	2408.8	-0.2339	18.91
情報ボックス工事		54.04	1692.0	-0.2185	18.28
下水道(4)工事		35.05	204.8	-0.1120	20.11

注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種区分	対象額 適用区分	700万円 以下	700万円を超え3億円 以下		3億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率 とする
			A	b	
橋梁保全工事		64.97	1623.7	-0.2042	30.16

第3表

工種区分	対象額 適用区分	200万円 以下	200万円を超え1億円 以下		1億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率 とする
			A	b	
道路維持工事		60.00	631.2	-0.1622	31.81
河川維持工事		42.12	172.3	-0.0971	28.81

第4表

工種区分	対象額 適用区分	1,000万円 以下	1,000万円を超え20億円 以下		20億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率 とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88
	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66

第5表

工種区分	対象額 適用区分	3億円 以下	3億円を超え50億円 以下		50億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率 とする
			A	b	
コンクリートダム		30.41	41.0	-0.0153	29.13
フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24

【改定後】

第1表

工種区分	純工事費	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
河川工事		44.05	1118.2	-0.2052	15.91
河川・道路構造物工事		43.11	402.3	-0.1417	21.34
海岸工事		28.11	100.3	-0.0807	18.84
道路改良工事		34.09	76.4	-0.0512	26.44
鋼橋架設工事		48.86	265.1	-0.1073	28.69
P・C橋工事		31.06	111.0	-0.0808	20.80
舗装工事		40.83	598.0	-0.1703	17.54
砂防・地すべり等工事		46.27	1229.5	-0.2081	16.48
公園工事		43.09	347.3	-0.1324	22.34
電線共同溝工事		61.19	2132.5	-0.2253	20.01
情報ボックス工事		54.60	1528.4	-0.2114	19.13
下水道(4)工事		35.56	178.6	-0.1024	21.39

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種区分	純工事費	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
橋梁保全工事		65.88	1465.2	-0.1968	31.45

第3表

工種区分	純工事費	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
道路維持工事		60.33	613	-0.1598	32.29
河川維持工事		42.35	167.1	-0.0946	29.25

第4表

工種区分	純工事費	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	50.57	351.0	-0.1202	26.75
	(2)	38.78	103.5	-0.0609	28.09
トンネル工事		45.56	189.4	-0.0884	28.52
下水道工事	(1)	34.99	49.0	-0.0209	31.32
	(2)	38.21	202.3	-0.1034	22.09
	(3)	32.72	46.8	-0.0222	29.09

第5表

工種区分	純工事費	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
コンクリートダム		31.19	35.0	-0.0059	30.68
フィルダム		34.59	154.9	-0.0768	27.87

②令和5年度版 設計業務等標準積算基準書 (2-1-5)

諸経費率の数値を下記のとおり読み替える。

【改定前】

対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113	40.8%

【改定後】

対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091	60.6%

3 適用年月日

令6年4月1日以降積算するものに適用する。ただし、令和6年4月1日以降に入札公告するもので、諸経費適用日が「令和5年度」と記載のものについては、設計変更の対象とすることができるものとする。なお、改定後は「令和5年度(令和6年4月臨時改定)」と記載する。